

## 平成19年度第2回岐阜県安全・安心まちづくり懇談会概要

日時：平成19年12月17日(月) 13:00～14:40  
場所：岐阜県庁7階7南1会議室  
テーマ：「岐阜県犯罪のない安全・安心まちづくり条例(仮称)」骨子案について  
第2回ワークショップの結果について  
条例骨子案について  
パブリックコメント募集について

- |       |   |
|-------|---|
| 会長    | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 事務局から説明のあった「岐阜県犯罪のない安全・安心まちづくり条例(仮称)」の骨子案について、どこからでもよいのでご意見をいただきたい。</li></ul>   |
| 市町村職員 | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 2つお伺いしたい。1つめは、条例が対象としている犯罪はどのようなものを想定しているのか。骨子案では子どもの安全確保以下のところで、そのことがある程度わかるが、不法投棄の問題などについては前文で読み込んだり、今後制定される行動計画で考えられていくのか。</li><li>・ もう1つは、犯罪の防止に配慮した道路等の整備において、防犯灯の扱いはどのようにするのか。県やうちのところでは、防犯灯という概念はなく、交通安全施設として街路灯を整備していると思うが、そのあたりを関係課とどのように調整しているのか。</li></ul> |
| 事務局   | <ul style="list-style-type: none"><li>・ ひとつひとつの犯罪を特定した形での骨子案の作成は行っていない。骨子案は、自分たちの地域を自分たちで守るために、精神面や役割のことを大きくとらえて書き、子どもの安全確保以下の部分では個々に既に共通な取組となりつつある動きを踏まえながら、条例を根拠にその防犯上の指針(ガイドライン)をつくっていきたいと考えている。</li><li>・ 防犯灯については、指針の中で取り扱うことになる。指針では、照度の基準などを示していきたい。</li></ul>   |
| 事務局   | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 具体的には、道路等の指針で盛り込まれることになっていくが、道路と一口にいても、県の中でも県道、農道、林道といった複数の関係課があることから、それぞれの課と調整を図りながら検討しているところである。</li><li>・ 各市町村の防犯灯に対する対応については、すべて市町村で負担して設置管理しているところ、自治会等に設置費又は電気料の一部を補助しているところなど様々であるので、一律こうあるべきということ是指針の中では示すことは考えていない。</li></ul>                                |

市町村職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>街路灯については、県の現地機関の方が交通安全上の必要性により設置はできても、防犯的な視点で設置するのは難しいといていた。</li> </ul>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>交通安全施設ということで、そのような発言となったかと思うが、指針づくりを行っていく中で、防犯的な視点も検討していきたい。</li> </ul>
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>ワークショップの中でも話がでていたが、住んでる住民の目線が大事である。日常生活の中で、何が危ないかを忘れがち、事件があったらそのことを思い出すというのが普通である。骨子案では、広報啓発のことも触れられているが、それぞれの地域で重点的に地域安全運動に取り組み、そういった活動の重要性の認識を新たに作る場づくりを是非行って欲しい。</li> </ul>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>委員のご指摘のとおり、広報啓発は重要な取組と考えており、旬間を設けて県民大会や重点的な活動を考えて参りたい。時期としては、全国地域安全運動週間（10月11日～20日）や年末地域安全運動（12月10日～1月5日）に合わせて設定し、取組を集中させていきたい。</li> </ul>
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>ワークショップに参加したが、ボランティア活動をしていても、なかなか活動を理解してもらえないといった意見もでていた。「子どもの声かけ運動」を進めても、知らない人だからかえって不安に思われることがないように、ボランティア活動を行っていることを地域の人たちに理解してもらうよう常に交流していくことが必要である。</li> <li>また、今あるボランティア団体、今後できてくる団体は活動の拠点を明確にしておかなくてはとの意見もあった。 私の地域では、特に通学路の一部である駅周辺の対策が必要であると考えており、是非そのことを入れて行って欲しい。</li> <li>パブリック・コメントについては、回覧板などを利用して是非幅広く周知して欲しい。</li> <li>条例のタイトルについては、「犯罪のない」という言葉は目指す方向として是非残すべきだと考える。 また、「安全・安心」という表現がわかりにくいので、「安全で安心な」という表現にするといいのではないか。</li> </ul>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>ボランティア活動の認知は重要で、声かけ運動が声かけ事案になってしまえば意味がないので、学校との連携や交流を深めていきたい。</li> <li>ボランティア活動に対する支援としては、警察本部で実施するボランティアリーダーを養成する「防犯寺小屋」や防犯に関する出前講座などを実施してきているが、今後はアドバイザー派遣事業や、よい活</li> </ul>

動事例などを集め積極的に取り上げ・PRするなどをして、活動の励みになるようにしていきたい。

- ・ パブリック・コメントについては、いろいろな人の意見がいただけるように、細やかに実施していきたい。
- ・ 条例の名称については、委員の提案も参考にしながら、表現的なこと、技術的なことを検討して参りたい。

委員

- ・ 私の地区では、子どもたちが手作りで看板を作成し、それを通学路に掲げている。このことは、子どもの防犯・交通安全の意識高揚にもつながるし、地域の人に取組を知ってもらう上でも大変よいと思っている。是非、このような取組も条例をつくったあと、紹介していただきたい。

委員

- ・ 犯罪被害者支援については、前回の懇談会では消極的な考えだったが、ワークショップの結果をみて考えを改めた。やはり、犯罪被害者支援のことも、条例の中でとりあげたほうがよいと考える。
- ・ この条例の中で、環境美化と廃屋・空き家の問題ももう少し大きく取り上げてはどうか。特に、環境美化のうち、不法投棄の話は岐阜県にとっては大きな問題であり、地域が犯罪にあっているという観点でとらえてはどうか。
- ・ 県、県民、事業者の責務、自治会等・ボランティア団体等の役割、市町村との協力は上手く表現できているのではないかと思う。  
自治会等は、個人的にはボランティア的ではなく、義務的なものだと思っているが、一般的に表現するところなると思う。

事務局

- ・ 環境美化については、条例の中に盛り込めるかどうかは検討してみるが、構成上のすわりの問題もある。むしろ、行動計画のレベルでこういった取組を記載することになるとのではないかと考える。
- ・ 自治会等については、委員のおっしゃるとおりで、資料では自治会等とボランティア団体等の役割を少しかき分ける形となっている。

委員

- ・ 犯罪が起こりそうな状況に気がついたときに、そのことを受け付けてくれる窓口が警察や行政にあると思うが、そういったことを知らない人が多いのではないかと考える。こういったことも、しっかりと対応していただいてはどうか。
- ・ 先般起こった佐世保の事件では、まだ詳細な背景はわかっていないが、部外者を施設内に入れないという危機管理的な取組ができていたことが、ある程度被害が押さえられたのではないかと思う。地域の皆さんにも、そういったこともあるかもしれないということを考えてもらわないといけない。

- 会長
- ・ 県等の自主的な活動の支援及び推進のところで、そういったことを記載するという手法もあるかと思うがどうか。
- 事務局
- ・ 県については、県行政全般の話の相談窓口として、県民生活相談センターで一元的に受け、お話をお聞きし、必要に応じて関係機関にご案内している。  
ただ、防犯については、最寄りの警察署やより生活に密着している市町村にご相談いただいたほうが、早いのではないかと思います。
  - ・ 個々の施設に危機管理体制をとっていただくことは大事であるが、すべて条例でカバーしていくことは難しいと考えるが、先ほど説明したように大規模集客施設などに対しては求めていきたい。
- 会長
- ・ 条例上、県民生活相談センターのような窓口があることを県民が知っておくべきという観点から、一項目設けて明記してはどうか。  
あるいは、行動計画にそういったことを書いていくことになるかもしれない。
- 事務局
- ・ 一度検討していきたい。
- 委員
- ・ 事業者の責務とあるが、それだけで事業者に責任を問えるだろうか。
- 事務局
- ・ 県民の責務についても同じであるが、中身をみていただくと努力義務という形にしている。ワークショップの意見でも、事業者も社会の中で一定の役割を担っている以上、防犯についてもある程度のご協力いただくべきということもあり、責務とさせていただいた。  
実態としても、岐阜県安全・安心まちづくりフレンドリー企業が自らの事業活動を行う傍らで、見守り活動などを行っていただいている。
- 委員
- ・ 犯罪防止に配慮した環境整備のところで、産業廃棄物・不法投棄の話や、タバコのポイ捨てなどの環境美化の話、飲酒運転が問題となっている交通安全の話についても条例に反映していくべきではないか。
- 事務局
- ・ 防犯の条例の中で、どこまで産業廃棄物や飲酒運転の問題などにふれていけるか検討が必要であるが、今あげていただいたものについては、それぞれ別の施策体系で実際行われていることであり、すべてこの条例でやるのではなく、役割分担していけばよいのではないかと考える。

委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>直接条例の中で触れることは難しいかもしれないが、飲酒運転の話ではその関連組合などもあるので、地域からそういったところへの要望・協力を求めるようなことができればと考える。</li> </ul>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>いずれにしろ、委員のいわれたことを視野にした取組は行動計画などの中で、幅広く対応して参りたい。</li> </ul>
市町村職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>岐阜県は、都市部、農村部、山間部で随分住環境が違うが、今回の条例ではそのあたりをどのように取り扱っているのか、教えていただきたい。</li> <li>また、活動団体が安全に活動できる環境づくりという視点が若干この骨子案の中では抜けているのではないかと思うがどうか。そういった文言を加えてはどうか。</li> <li>資料にもあるように、個人個人の防犯意識を高めないといけないという話が県民意見で寄せられているが、このことは一番重要なことである。高齢者のことも考えると、防犯教育というか、防犯学習というのがもう少し表現されてもよいのではないか。</li> <li>最後に、私どもの地域では、12ある自治会のうち、10で既に防犯活動を行うボランティア団体ができあがっている。また、3つの学区があり、それぞれボランティア団体との交流（交流会を開いて、お手紙をだす。顔を見せ合うなど）が行われている。</li> </ul>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>条例上、その取組について住環境に配慮したかき分けはされていないが、実体面としては細かくみて対応して参りたい。</li> <li>2番目については、県民等の自主的な活動の支援及び促進に含まれると思うが、ボランティア保険もだいぶ浸透していると考え。 また、先ほどいったように、アドバイザー派遣を行うなど、様々な形で支援を行って参りたい。</li> <li>防犯教育については、大変重要であり、学校のところではそのことが明記してある。 また、県は広報・啓発をしていくとしていることから、ここでも読めるのではないかと考える。</li> </ul>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>教育という言葉ではなく、ここでは啓発ということで県民の皆さんにお願いしていくことになるし、県民の責務の「安全・安心まちづくりについての理解を深め、」というところで、「自分たちの地域は自分たちで守る」という自覚を持ってもらうことで表現しているのではないかと考える。</li> <li>産業廃棄物や不法投棄の話は、私どもの環境生活部で行っており、今回の条例でそのことも触れてしまうと、問題が複雑化してしまうの</li> </ul>

ではないかと考える。

委員

- ・ 今回の条例では、防災の観点は入らないということによいか。

事務局

- ・ 「安全・安心」というと健康や防災、食などがあるので、今回の条例ですべてを盛り込むのは難しいと考えるが、広い意味でとらえれば「安全・安心」の中には、防災も関わってくる。

事務局

- ・ 条例の中心は、やはりあくまで刑法犯を対象にしていくことになると思う。  
ただ、防災でも夜回り活動により、放火防止にもなるので、そういった点では防犯の面にも関係してくる。先程からの環境美化の話も含めて、そういったところがもう少し条例で表せると、今回の条例の方向性がわかりやすくなるかもしれない。

委員

- ・ 実際の条例はどのようになるのか。  
ワークショップの意見などはどのように反映されていくのか。

事務局

- ・ 条例は、条文の形で最終的にお示する。  
ワークショップでいただいた具体的な意見・取組については、指針や行動計画の中で、個々に整理して参りたいと考える。

委員

- ・ 現状、市町村あるいは地域の住民にも取組の温度差があるので、そのあたりを解消いただきたい。

委員

- ・ 県民の定義のところ、岐阜県の特徴として外国県民が多いことを踏まえた書き方ができないか。市町村では、そういった方々をこういった取組に入ってもらわなくてはいけないという具体的な議論もある。
- ・ 学校等の子どもの安全確保のところについては、学校との連携内容を限定しているように思われるがどうか。地域の諸団体との連携があるのだから、もっと記載できるのではないか。
- ・ 子どもという表現は、資料でみると、小中学生が中心と考えれるが、高校生、特に女子高校生が犯罪に巻き込まれる事案もあるので、「児童、生徒」にした方がよいのではないか。

事務局

- ・ 外国人のことを盛り込めるかどうかは検討したいが、県民には外国人のことも当然含んでいるものと考えている。
- ・ 学校との連携の話も検討してみたい。
- ・ 「子ども」としたのは、「児童、生徒」とするとかえって乳幼児が

もれてしまうのではないかとこの観点からであるが、もう一度検討してみたい。

委員

- ・ 実際は行動計画などで、そういった部分がでてこればよいと考える。

会長

パブリック・コメントの実施について、事務局説明願いたい。

事務局

(パブリック・コメントの概要を口頭説明)

委員

- ・ 追加でもう1つご確認したい。推進体制の整備のところでは、条例に基づく行動計画の進捗等を管理していくことのような役割を担っていく機関等を考えるということになると思うが、現時点でのイメージはどのようなものを考えているのか。
- ・ また、この「岐阜県安全・安心まちづくり懇談会」の位置づけをどうしていくのか。

事務局

- ・ 懇談会については、今後策定予定の行動計画や指針の審議を継続してお願いしたいと考えている。
- ・ それとは別に、全県的に県(学校、警察を含む)、市町村、ボランティア団体、事業者の皆さんが会する組織がないので、その場をつくってまいりたいと考えている。そこでは、懇談会で審議いただいた事項を共通認識としたり、県民運動としての取組の方向性を出していくことなどを考えている。

市町村職員

- ・ もう2つご確認したい。
- ・ 1つめは、先ほど駅の話もでていたが、交通事業者であるJRとこのことについてお話になられたことがあるかお聞かせ願いたい。
- ・ もう1つは、今回の条例とは直接関係ないかもしれないが、通学路の安全確保ということで、最近熊の出現も大きな問題である。このことを指針や行動計画などで、どのように扱うつもりかお聞かせ願いたい。

事務局

- ・ 交通事業者との方との打合せは今のところ行っていないが、今後全体の取組の中で、関係が出てくる部分もあると思うので、検討させていただきたい。
- ・ 学校にとっては、「子ども」を守るということでは同じであるので、そういったことも具体的な取組の中で、目配せして考えていきたい。